

事務連絡  
平成30年3月28日

各 都道府県  
指定都市  
中核市 障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

じん臓機能障害の障害認定基準等の見直しに関するQ & Aについて

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。  
本年2月26日付で、じん臓機能障害の身体障害認定基準等の見直しに関する通知をお送りしたところです。

今般の見直しに関して、自治体等から寄せられた質問に対する回答を別紙のとおり取りまとめましたので、適切な認定事務を行うための参考にして下さい。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課人材養成・障害認定係  
小板橋・樋口・大久保  
電話 03-5253-1111 (内3029)  
FAX 03-3502-0892

(別紙)

## じん臓機能障害の障害認定基準等の見直しに関するQ & A

**問1 認定基準の適用について、平成30年3月に作成された診断書・意見書をもって同年4月以降に申請がなされる場合など、改正前と改正後のいずれの認定基準によって判断すれば良いか。**

(答)

申請日ではなく、診断書・意見書の作成日をもって改正前／改正後の認定基準の適用を判断することとする。すなわち、平成30年3月31日までに作成された診断書・意見書を添付して申請がなされた場合については、改正前の認定基準によることとし、平成30年4月1日以降に作成された診断書・意見書を添付して申請がなされた場合については、改正後の認定基準によることとする。

**問2 血清クレアチニン濃度、内因性クレアチニクリアランス値及びeGFRの3つの指標の中で、より上位の等級に認定ができる指標が選択されると考えられるが、問題ないか。**

(答)

じん臓機能障害の認定基準については、内因性クレアチニクリアランス値又は血清クレアチニン濃度のいずれかが認定基準に該当すればその等級に認定できる。

3級、4級については、eGFRが身体障害者診断書・意見書に記載されれば、血清クレアチニン濃度が要件を満たさなくても、eGFRでの認定也可能である。

**問3 eGFRの指標は、身体障害者診断書・意見書の書式のどこに記載すればよいか。**

(答)

eGFRの指標は、身体障害者診断書・意見書の中のその他参考となる検査所見欄等に記載されることを想定している。